

所定疾患施設療養費について

1. 対象となる入所者の状態は次の通りです。

- 肺炎
- 尿路感染症
- 带状疱疹
- 蜂窩織炎
- 心不全憎悪

2. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。

3. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。

4. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

	主な治療内容
肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。

【2025年度所定疾患療養費算定状況】

病名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
肺炎	人数	0	2	0	2	1	0	0	2	4	2	4	2	19
	治療日数	0	12	0	12	4	0	0	11	24	4	21	8	96
尿路感染症	人数	2	2	2	2	2	3	2	3	2	1	3	2	26
	治療日数	14	11	9	12	4	16	16	20	14	9	19	12	156
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	1	2	1	0	2	0	2	1	2	11
	治療日数	0	0	0	2	13	8	0	15	0	14	10	15	77
心不全憎悪	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	人数	2	4	2	5	5	4	2	7	6	5	8	6	56
	治療日数	14	23	9	26	21	24	16	46	38	27	50	35	329